

令和7・8年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

1 申請書の受付期間

令和7年3月3日（月）から受付を開始します。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

令和7年3月中に随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与は、令和7年5月以降に行います。

また、令和7年4月以降に随時受付を行ったものについては、原則として、受付月の翌々月以降に入札参加資格の付与を行います。

2 申請書様式等

(1) 申請書様式、記入要領等については、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/89771.html>

（参考）アクセス方法

・「愛媛県庁ホームページ」→「県政運営」→「入札・契約」→「入札」→「参加資格」内

(2) 必ず新様式をダウンロードの上ご利用ください。（過去の様式は使用できません。）

(3) エクセルファイルの加工（行・列の追加削除や欄外に計算式を入れるなど）はしないでください。

3 提出先及び提出部数等

3 ページに記載の提出先へ持参又は郵送してください。

※申請代理人による代理申請を行う場合、委任状がなければ受付ができません。（詳細は12ページをご確認ください。）

(1) **建設工事（県内業者）**

①申請書（使用印鑑届及び添付様式を除く。）については、審査後にデータ提出が必要となりますので、パソコンで必要事項を入力のうえ、提出してください。（手書き不可）

②「4 提出書類（4～6 ページ）」の順で書類一式を揃えて、主たる営業所の所在地を所管する地方局建設部または土木事務所の所管課へ正副2部提出してください。（申請者控えが必要な場合は、さらに副本1部を追加してください。）

③添付書類のうち原本の提出が必要なものは、正本に原本を、副本にその写しを添付してください。

④提出書類は、左上1箇所をダブルクリップで留めてください。（ホッチキスは使用しないでください。）

⑤申請書には、申請内容確認のため、直近の経営規模等評価申請書の控えの写し（受理印のあるもの、「技術者名簿」及び「建設機械保有状況一覧表（該当ある場合）」を添付すること。）、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの添付をお願いします。郵送による場合には、これらの書類の写しを同封してください。

⑥申請書エクセルファイルの提出方法

申請書の審査終了後、受付印を押印した受付票を郵送しますので、受付票を受領した後、申請書のエクセルファイル（電子データ）をメールにて提出してください。

●提出先メールアドレス：kenshikaku@pref.ehime.lg.jp

●メール件名：【審査済】入札参加資格審査申請書

(2) **建設工事（県外業者） 及び 測量・建設コンサルタント等（県内・県外業者）**

①土木部土木管理局土木管理課へ1部提出してください。（郵送又は持参。対面での審査は行いません。）

②提出書類は、

建設工事については緑（薄緑）色、

測量・建設コンサルタント等については赤（ピンク）色の

紙製A4フラットファイル（2穴）を用いて綴じてください。

③ファイルの表紙及び背表紙に申請の表題（「令和7・8年度 愛媛県入札参加資格審査申請書」）及び商号又は名称を必ず記載してください。

④申請書エクセルファイルの提出方法

申請書の審査終了後、受付印を押印した受付票を郵送しますので、受付票を受領した後、申請書のエクセルファイル（電子データ）をメールにて提出してください。

●提出先メールアドレス：kenshikaku@pref.ehime.lg.jp

●メール件名：【審査済】入札参加資格審査申請書

ファイルの表紙及び背表紙のイメージ

（背表紙）

（表 紙）

令和7・8年度 愛媛県入札参加資格審査申請書 (株)〇〇△△	令和7・8年度 愛媛県入札参加資格審査申請書 (株)〇〇△△
--	---------------------------------------

※県内の建設工事業者はファイル作成不要です。

【申請書類の提出先】

提 出 先	申請者の所在地	
	建設工事	測量・建設コンサルタント等
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643	県 外	すべて (県内及び県外)
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市	
東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300（内線408、448）	新居浜市、西条市	
東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500（内線262、268）	今治市、越智郡（上島町）	
中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡（松前町、砥部町）	
中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万190番1 電話番号 0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡（久万高原町）	
南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893-24-5121（内線304）	大洲市、喜多郡（内子町）	
南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市、西宇和郡（伊方町）	
南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331（内線134）	西予市	
南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211（内線407）	宇和島市、 北宇和郡（松野町、鬼北町）	
南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145（内線205）	南宇和郡（愛南町）	

4 提出書類

(1) 建設工事（県内業者）

（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類）

提出書類		法人	個人 事業者	備考	
①建設工事入札参加資格審査申請書		○	○	「エクセルファイルのシート番号1～6」 片面印刷、A4縦とすること。	
②印鑑証明書（原本）		○	○		
③使用印鑑届		○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。	
④委任状 ※申請代理人（行政書士）による代理申請の場合のみ提出		△	△	任意様式とし、委任者の押印要（受任者の押印は不要）	
⑤未納がない旨の証明書の写し	法人税、消費税及び地方消費税	○		税務署	※納税証明書 「その3の3」または「その3」
	所得税、消費税及び地方消費税		○		※納税証明書 「その3の2」または「その3」
	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税	○	○	愛媛県地方局 または支局	※納税証明書 「県税等の未納がないことの証明」
	個人県民税		○	市町	
	納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し 〔※国 税：納税の猶予〕 〔 地方税：徴収の猶予〕	△	△	⑤に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
	※納税証明書は証明年月日が申請日から3か月以内のものを添付すること。				
⑥直近の経営規模等評価申請書の控えの写し		○	○	受理印のあるもの（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により経営規模等評価申請を行っている場合は受理印は不要）、「技術職員名簿」及び「建設機械保有状況一覧表（該当ある場合）」を添付すること	
⑦総合評定値通知書の写し		○	○	申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの	
	社会保険等への加入を証明する書類	△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ	

	該当する場合に必要な書類の詳細は、記入要領を参照のこと			
⑧ 申請内容を証明する書類等	(ア) 10の欄関係 有資格者以外の従業員の在籍状況を証明する書類	○	○	当該従業員が「その他職員」及び「事務職員」のいずれに該当するかを添付書類に付記すること ※有資格者以外の従業員が存在しない場合は提出不要
	(イ) 11の欄関係 地域貢献活動の実績を証明する書類	△	△	「添付様式第1号 地域貢献活動の実績調書」(写し可)
	(ウ) 13の欄関係 インターンシップ、出前講座等の活動実績を証明する書類	△	△	「添付様式第2号 インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」(写し可)
	(エ) 14の欄関係 「週休2日制」を規定した就業規則の写し	△	△	労働基準監督署の受付印があるもの ※内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付すること
	(オ) 14の欄関係 「ひめbos宣言事業所」基本認証の取得を証する書類	△	△	ひめbos事務局が交付するひめbos宣言事業所認証書の写し(有効期間内のものに限る)
	(カ) 14の欄関係 育児休業制度及び介護休業制度を規定した就業規則の写し	△	△	労働基準監督署の受付印があるもの ※内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付すること
	(キ) 14の欄関係 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し	△	△	愛媛労働局の受付印があるもの
	(ク) 15の欄関係 建設業労働災害防止協会への加入を証明する書類	△	△	同協会愛媛支部長が発行する加入証明書の写し(証明年月日が申請日から3か月以内のもの)
	(ケ) 16の欄関係 第三者賠償責任補償保険の加入を証明する書類	△	△	「添付様式第6号 第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト」 ※各要件を満たしていることを確認できる資料を、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付すること
	(コ) 17の欄関係 不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	△	△	
(サ) 18の欄関係 協力雇用主への登録を証明する書類	△	△	法務省保護観察所が発行する証明書	

(シ) 20の欄関係 建設機械の保有状況を証明する書類	△	△	「添付様式第3号 建設機械保有状況一覧表」 「添付様式第4号 建設機械のリース契約に関する申出書」
(ス) 21の欄関係 ①雇用障害者の障害等級または程度を証明する書類 ②障害者雇用状況報告書の写し	△	△	
(セ) 23、24、25の欄関係（注） 技術者の資格等を証明する書類	○	○	若年者・女性の技術関係職員に該当する場合を含む
(ソ) 26の欄関係（注） 建設機械運転業務の資格等を証明する書類	△	△	「添付様式第5号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）特別教育チェックリスト」
(タ) 27の欄関係（注） 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格を証明する書類	△	△	防災士：防災士認証状又は防災士証の写し 地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士：登録証の写し
(チ) 28の欄関係 該当する表彰状の写し	△	△	
⑨返信用封筒 1通 （受付票送付用）	○	○	定型長形3号（12×23.5cm）※、110円切手貼付、宛先記入 ※申請書の申請者控えが必要な場合は、申請書（1通）及び受付票の返信に必要な切手を貼付したA4サイズの書類が入る封筒 ※受付機関に受付票を直接取りに来られる場合は提出不要です。
⑩返信用封筒 1通 （結果通知送付用）	○	○	定型長形3号、110円切手貼付、宛先※記入 ※申請者の宛先を記入すること （申請代理人（行政書士）による結果通知の代理受領はできません。）

（注）24～27の欄の該当者について、⑧（ア）で在籍状況を証明する書類を添付していない場合は、別途証明書類を添付してください。

(2) 建設工事（県外業者）

（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類）

提出書類	法人	個人 事業者	備考		
①建設工事入札参加資格審査申請書（県外工事）	○	○	表紙・その１・その２		
②印鑑証明書（原本）	○	○			
③使用印鑑届	○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。 なお、一部委任の場合は、支店・営業所等分と本店分でそれぞれ提出すること。		
④委任状 ※申請代理人（行政書士）による代理申請の場合のみ提出	△	△	任意様式とし、委任者の押印要（受任者の押印は不要）		
入札・契約等に係る権限を、 <u>支店・営業所等に委任する場合</u> に提出すること。					
⑤年間委任状	△		様式は任意とし、委任期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとすること。 なお、一部委任の場合は、委任する業種を明記すること。 ※委任者・受任者の押印要。		
⑥建設業許可申請書別紙２（建設業法施行規則に定める様式第１号別紙２）の写し	△		最新の状況のもの （委任先営業所の所在地、許可業種確認のため）		
⑦建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（建設業法施行規則に定める様式第11号）の写し	△		最新の状況のもの （委任先営業所の代表者の職・氏名確認のため）		
※支店・営業所等最新の状況が、許可もしくは許可更新後の変更によるもの場合は、建設業法施行規則に定める変更届出書(様式第22号の2（第１面、第２面）)を提出すること。					
⑧未納がない旨の証明書の写し	法人税、消費税及び地方消費税	○	税務署	※納税証明書 「その３の３」または「その３」	
	所得税、消費税及び地方消費税			○	※納税証明書 「その３の２」または「その３」
	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税（注）	○	○	愛媛県地方局または支局	※納税証明書 「県税等の未納がないことの証明」
	納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し 〔※国 税：納税の猶予 地方税：徴収の猶予〕	△	△	⑧に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
	※納税証明書は証明年月日が申請日から３か月以内のものを添付すること。				
⑨工事経歴書 （建設業法施行規則に定める様式第２号）	○	○	受注を希望する業種について許可行政庁に提出した直近の決算変更届における工事経歴書の写しを添付すること		

⑩総合評定値通知書の写し	○	○	申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの
社会保険等への加入を証明する書類	△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ
⑪返信用封筒 2通 (受付票送付用:1通、結果通知書送付用:1通)	○	○	定型長形3号(12×23.5cm)、110円切手貼付、宛先記入 ※申請者の宛先を記入すること (申請代理人(行政書士)による結果通知の代理受領はできません。)

(注) 本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており(営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目(不動産取得税、自動車税等)があるため)、納税証明書(愛媛県税について未納がない旨の証明書)の写しの添付を求めています。

(3) 測量・建設コンサルタント等

(○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類)

提出書類			法人	個人 事業者	備考	
①建設工事入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)			○	○	表紙・その１・その２	
②測量等実績調書			○	○		
③技術者経歴書			○	○	※建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しがある場合、当該業種については省略可能	
④印鑑証明書（原本）			○	○		
⑤使用印鑑届			○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。	
⑥委任状 ※申請代理人（行政書士）による代理申請の場合のみ提出			△	△	任意様式とし、委任者の押印要（受任者の押印は不要）	
⑦年間委任状（県外業者のみ） ※入札・契約等に係る権限を、 <u>支店・営業所等に委任する場合</u> のみ提出			△		様式は任意とし、委任期間は令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとすること。 ※委任者・受任者の押印要。	
⑧現況報告書または登録証明書の写し	(ア) 測量業者	測量業者登録証明書の写し	△	△		
	(イ) 建築士事務所	建築士事務所登録証明書の写し (建築一般を希望する場合)	△	△	※建築一般に係る入札・契約等の権限を、営業所等に委任する場合、当該営業所に係る登録証明書を添付すること。	
	(ウ) 建設コンサルタント 地質調査業者 補償コンサルタント	現況報告書(直近)の写し	△	△		
	(エ) その他	各登録証明書の写し	△	△	不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明事業者等に係る登録証明書等の写し	
⑨未納がない旨	法人税、消費税及び地方消費税		○		税務署	※納税証明書 「その３の３」または「その３」
	所得税、消費税及び地方消費税			○		※納税証明書 「その３の２」または「その３」

の 証 明 書 の 写 し	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税（注）	○	○	愛媛県 地方局 または 支局	※納税証明書 「県税等の未納がない ことの証明」
	個人県民税 ※県内個人事業者のみ必要		△	市町	
	納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し 〔※国 税：納税の猶予 地方税：徴収の猶予〕	△	△	⑨に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
	※納税証明書は証明年月日が申請日から3か月以内のものを添付すること。				
⑩返信用封筒 2通 （受付票送付用：1通、結果通知書送付用：1通）		○	○	定型長形3号（12×23.5cm）、110円切手貼付、宛先※記入 ※申請者の宛先を記入すること （申請代理人（行政書士）による結果通知の代理受領はできません。）	

(注) 本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）、納税証明書（愛媛県税について未納がない旨の証明書）の写しの添付を求めています。

5 未納がない旨の証明書（納税証明書）について

証明年月日が入札参加資格申請書の申請日前3か月以内のものを提出してください。

(1) 国税（法人税または所得税、消費税及び地方消費税）

すべての申請者（県内、県外問わず）が、税務署で発行された証明書の写しを添付すること。（納税証明書のオンライン請求手続が利用できます。）

手続きについては、次のHPをご参照ください。

国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(2) 愛媛県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

すべての申請者（県内、県外*問わず）が、愛媛県各地方局税務管理課・税務課または支局税務室で発行された証明書の写しを添付すること（郵便請求又は電子申請も可能）。

※本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）、納税証明書（愛媛県税について未納がない旨の証明書）の写しの添付を求めています。

愛媛県税の納税証明書交付申請手続きについては、次のHPをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html>

手のひら県庁（えひめ電子申請システム）から納税証明書の交付申請を行う場合は、次のHPをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/1679.html>

(3) 個人県民税（県内個人事業者のみ対象）

住所地の市町（市（町）民税担当課）で発行された証明書の写しを添付すること。

なお、個人県民税について未納がないことが証明されている内容であれば、納税証明書、完納証明書等名称は問わないほか、他の税目とあわせた証明書でも構いません。（また、非課税である場合は、非課税である旨の証明書の提出も認めます。）

(4) 未納がない旨の証明書（納税証明書）の申請・交付場所

税 目	申 請 ・ 交 付 場 所			
法人税または所得税、消費税及び地方消費税	主たる事務所の所在地を管轄する税務署			
すべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税	最寄りの地方局税務管理課（南予地方局にあつては税務課）または支局税務室（下表のとおり） ※県外業者は、どの窓口に対しても申請（郵便請求可）できます。			
	東予地方局	税務管理課 収納管理グループ	〒793-0042 西条市喜多川796番地1	0897-56-1300 (内線 222)
	東予地方局 今治支局	税務室 収納管理グループ	〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9	0898-23-2500 (内線 301)
	中予地方局	税務管理課 収納管理グループ	〒790-8502 松山市北持田町132番地	089-909-8752 (ダイヤルイン)
	南予地方局	税務課 収納管理係	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211 (内線 232)
	南予地方局 八幡浜支局	税務室 収納管理グループ	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111 (内線 230)
個人県民税	住所地の市町（市（町）民税担当課）			

6 委任状

申請代理人による代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものを提出してください。

(1) 委任状の条件

①委任状の日付が申請日から3か月以内のものであること。

②委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、格付け結果通知書（測量・建設コンサルタント等にあつては、建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書）の受領の権限を委任することはできません。

③行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

④委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。

⑤委任者の押印があること。（受任者の押印は不要です。）

（委任状の例）

委 任 状			
受 任 者			
住 所			
登録番号			
氏 名			
私は上記の者を代理人と定め、愛媛県の令和7・8年度建設工事入札参加資格審査の申請について次の権限を委任します。			
委任事項			
1. 申請書類の作成			
1. 申請代理			
1. 記載事項の訂正			
令和	年	月	日
		委 任 者	
		住 所	
		商号又は名称	印
		代表者の役職 及び氏名	

(2) その他

格付け結果通知書（測量・建設コンサルタント等にあつては、建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書）は、申請者本人に郵送されます。（代理受領はできません。）